平成２４年（フ）第４１号
岩手県一関市萩荘字駒下１番地５　県営アパート１―302
債務者　佐藤さゆり
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第４０４号
名古屋市名東区上社１丁目802番地　シティファミリー上社804号
債務者　宮島　由之
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０５号
名古屋市名東区上社１丁目802番地　シティファミリー上社804号
債務者　宮島　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０６号
愛知県岩倉市新柳町３丁目７番地　リヴェールいずみ202号、申立時の住所愛知県岩倉市栄町２丁目81番地　岩倉駅西ビル501号
債務者　宮島　健彰
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９９号
岡山県真庭市蒜山別所612番地８
債務者　**朶**原　広樹
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第５２６号
埼玉県草加市谷塚町1415番地５　メモリアルプラザ谷塚305号
債務者　岸田　雅典
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５３０号
埼玉県八潮市緑町２丁目19番地23　ジュビリーランティア108
債務者　菅谷　由美（旧姓横谷）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５４１号
埼玉県春日部市大畑97番地１　第１押田ハイツ101号
債務者　宇藤　弘子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５５５号
埼玉県春日部市中央１丁目57番地３　プレ・アビタシオン春日部Ⅱ507号室
債務者　金子　　洋
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
岡山県倉敷市連島町西之浦917番地14
債務者　小林　賢治
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２３９号
岡山県井原市上出部町262番地２　松本アパート６号
債務者　花田　晃三
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２４７号
岡山県倉敷市玉島上成626番地６　リーベン上成302号
債務者　槇野　修一
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
山口県宇部市大字妻崎開作246番地６
債務者　青木　保枝
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第２０５０号
札幌市北区新琴似５条２丁目１番４―904号
債務者　信田　秀一
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１９８号
札幌市北区北18条西５丁目２番40―505号
債務者　瀬川　　智
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４号
北海道網走市駒場北２丁目４番13号
債務者　國定三樹夫
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２４年（フ）第２５２号
群馬県甘楽郡南牧村大字大日向1802番地１
債務者　青木　理依
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部